

は一文筆として
て書いてゐる
といふ。

力	"	八	。
---	---	---	---

「印刷の個は記入しないでください
（職員が記入します）」

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください

折り曲げる場合には(◀)の所を谷に折りきうに2つ折りにしてください



上記により、本館に所蔵の文書を請求します。郵便番号 []

年 月 日 唐心旌市

前事大

和懷素 勞陽縣監丞署 殷

产品型号 72311 14.9

樣式第 8 号 (裏面)

[注 35]

⑪ 労働者の職種 農業労働者		⑫ 負傷又は発病の時刻 午前 12時 00分頃		⑬ 平均賃金（算定内試験紙1のとおり） 4,166 円 66 銭	
⑭ 所定労働時間 午後 8時00分から午前 6時 06分まで		⑮ 休業補償総付額、休業特（平均給与別） 別支給金額の改定比率（夏期割のとり）			
⑯ 災害の原因及び発生状況 ⑰どのような場所で ⑱どのような作業をしているときに ㉑どのような物又は環境に ㉒どのような不安全な又は有害な状態があって ㉓どのような災害が発生したかを詳細に記入すること		牛の移動中牛に引張りられ、左大腿骨を要推骨折したと			

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削 加	字 字	
----------------------------	--------	--------	---

負傷(発症)してから診察を受けるまでの経過について
次の該当する項目を○で囲んで下さい。

1. 当日は勤務終了後、診察を受けた。
② 当日は勤務途中で診察を受けた。
3. 当日は最後まで勤務し、翌日診察を受けた。
4. 当日は勤務途中で帰宅し、翌日診察を受けた。
5. 当初は大したことはないと思い診察を受けなかったが、 症状悪化により 月 日診療を受けた。
6. その他 ()

社会保険 労務記	作成年月日・提出代行番号・委託代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

労働時間外に就労した場合は、②及び③の欄については、当該労働した日を除いて記載してください。

別紙1①の欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算出した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②の欄に記載してください。この場合は、③の欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。

別紙2は、④の欄の「賃金を受けなかった日」のうちに業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という)が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、⑤の欄に、その者の給付基礎日額を記載してください。

⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩の欄の事項を証明することができる書類その他の資料を添付してください。

⑪、事業上の証明は受ける必要はありません。

五、第二回目以後の請求(申請)の場合には、①、②、③及び④の欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

⑤の欄から⑩の欄までは記載する必要はありません。

⑪、別紙1(平均賃金算定内訳)は付する必要はありません。

⑫、その請求(申請)が離職後である場合(療養のために労働できなかった期間の全部又は一部が離職前にある場合を除く。)には、

六、事業上の証明は受ける必要はない。

七、「請求人の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当若氏名」の欄は、記名押印することに代えて、

八、「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することに代えて、